



# 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会

## R4年度の取組状況



第11回 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会 幹事会

令和 5年 5月 24日 (水)  
新庄河川事務所



# 「第11回 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会 幹事会」

令和4年5月23日(月)開催

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としてWEB会議にて開催 (場所：国土交通省 新庄河川事務所 2F大会議室)

『伝える・促す・動く』を目標とした減災対策への取組みの継続・実施を確認

## 議事内容

- ①規約改正(案) (別添-1)  
組織改正等による幹事の変更
- ②令和3年度の取組状況と令和4年度の取組方針等  
 <国(各参画機関)>  
 大規模氾濫時に備えた3つの目標『伝える・促す・動く』の取組状況及び今後の取組予定(各参画機関)について説明・確認を行った。  
 <山形地方気象台>  
 大雨特別警報(浸水害)の指標改善、キキクル(危険度分布)の表示改善、「線状降水帯」への事前の呼びかけ、高潮の早期注意情報運用開始について説明・確認を行った。  
 <山形県>  
 県管理河川におけるホットラインの実施状況、可搬式排水ポンプの配備・操作訓練、簡易型河川監視カメラの設置等について説明・確認を行った。
- ③その他  
 <情報提供>  
 ・洪水予報の運用変更(氾濫危険情報の発表前倒し)、排水作業準備計画について説明を行った。

### <幹事会での意見等>

- ①規約改正について了承
- ②令和4年度の取組方針を了承
  - ・洪水ハザードマップの公表を完了
  - ・要配慮者施設における避難確保計画作成の促進と避難訓練の実施
  - ・マイ・タイムラインの作成・普及に向けた出前講座等の実施
  - ・巡回パネル展の実施
  - ・流域治水に関する個別勉強会の実施

## WEB会議での開催状況



## 幹事会構成員

新庄市	環境課長兼地域防災監	尾花沢市	防災危機管理課長
大石田町	総務課長	金山町	町民税務課長兼くらし安全係長
最上町	総務企画課長	舟形町	住民税務課長
真室川町	総務課危機管理室長	大蔵村	総務課危機管理室長
鮭川村	住民税務課長	戸沢村	総務課危機管理室長
最上広域市町村圏事務組合	事務局長兼業務課長		
山形県	防災くらし安心部 防災危機管理課 課長補佐		
	農林水産部 農村整備課 農村防災・災害対策主幹		
	県土整備部 河川課 副主幹(兼)課長補佐		
			砂防・災害対策課 課長補佐
	村山総合支庁 総務企画部 総務課長(兼)防災安全室長		
			建設部 副主幹(兼)北村山河川砂防課長
	最上総合支庁 建設部 河川砂防課長		
			建設部 高坂ダム管理課長
			総務企画部 総務課長(兼)防災安全室長
東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所 村山北部支所長		
			最上川支所長
気象庁	山形地方気象台 防災管理官		
東北地方整備局	新庄河川事務所 副所長(河川)		
			副所長(砂防)



## ①気象・水文情報・避難に必要なリスク情報等の共有手法の整備

### <取組項目：洪水ハザードマップの公表状況>

市町村名	公表状況		備考
	R4年度末	R5年度以降予定	
新庄市	完了	—	
尾花沢市	国管理河川完了	未定	丹生川・朧気川・野尻川
大石田町	完了	—	丹生川・朧気川・野尻川
金山町	完了	—	
最上町	完了	—	
舟形町	完了	—	
真室川町	完了	—	
大蔵村	完了	—	
鮭川村	完了	—	
戸沢村	完了	—	
県管理河川：洪水予報及び水位周知河川が対象			

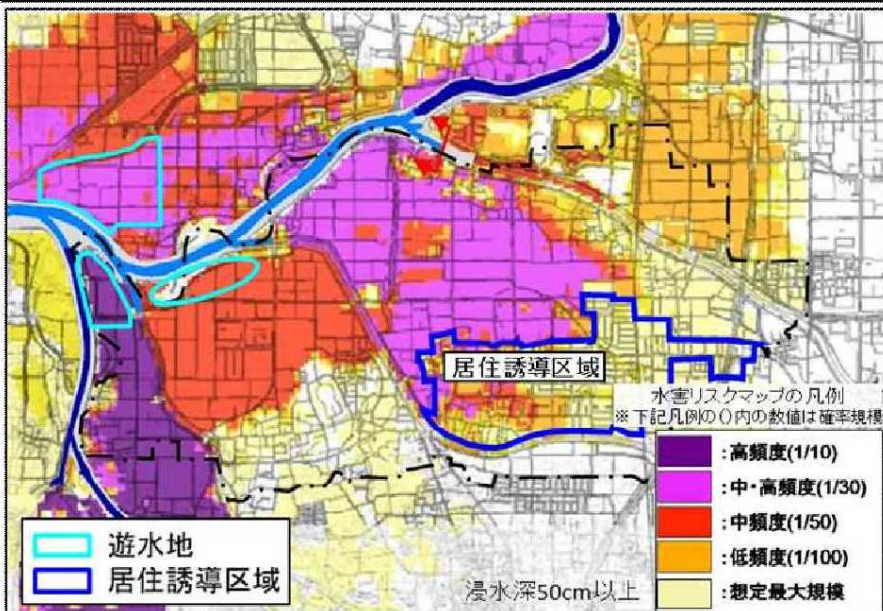
①気象・水文情報・避難に必要なリスク情報等の共有手法の整備  
 <取組項目：避難体制強化のための水災害リスク情報の充実>

内外水一体型水害リスクマップの作成

- 浸水範囲と浸水頻度の関係を図示した水害リスクマップ(浸水頻度図)について、防災まちづくりを推進する地域における対策検討の充実に資するよう、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成。
- 水害リスクマップのベースとなっている多段階の浸水想定図を国土数値情報などでオープン化するとともに、床上浸水の可能性など、実感が得られやすい形で表示・提供し、情報の利活用を推進。

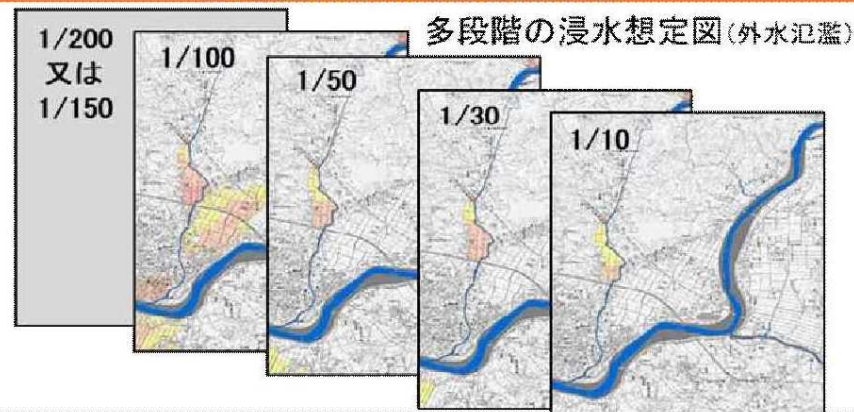
防災まちづくりにおける水害リスク情報の活用推進

防災まちづくりを推進する市町村等を対象に、外水に加え内水も考慮した水害リスクマップを作成の上、治水対策の検討や立地適正化計画における防災指針の検討・作成への活用を推進することで、水害リスクの高い地域を避けた居住誘導や、浸水に対する住まい方の工夫等を促進。



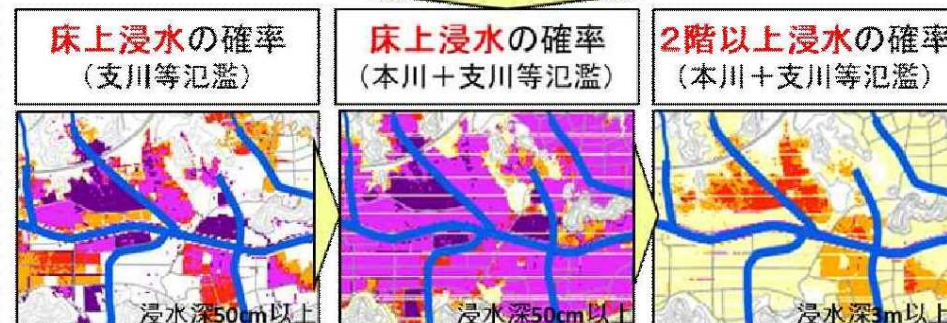
水害リスクマップを活用した防災まちづくり検討イメージ

水害リスク情報の見える化



令和5年度よりオープンデータ化に着手し、民間等の様々な主体における利活用を促進

実感が得られる形で見える化



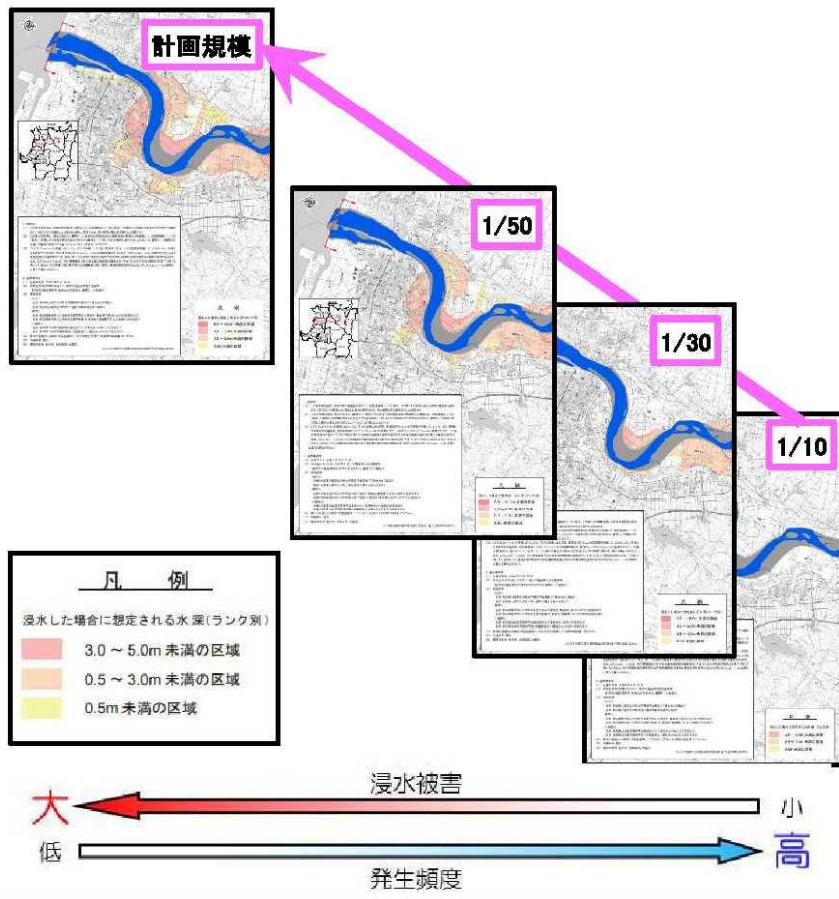
水害リスク表示のイメージ

# 「多段階の浸水想定図」と「水害リスクマップ」の公表

令和4年11月10日付け、外水氾濫による「多段階の浸水想定図」と「水害リスクマップ」について、各市町村に送付するとともに、新庄河川事務所HPで公表

## ＜多段階の浸水想定図＞

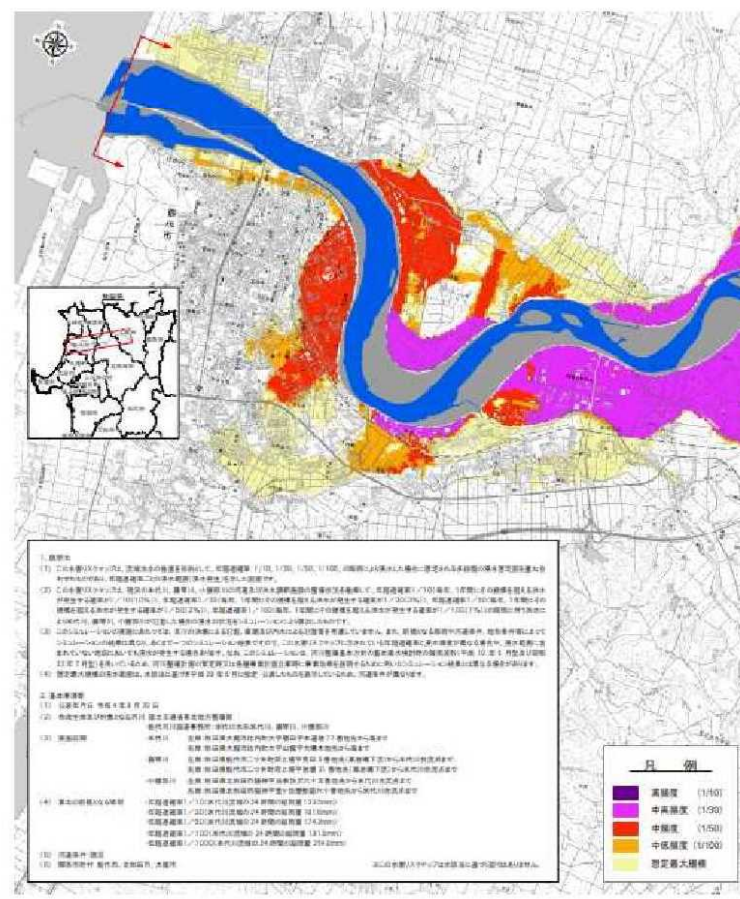
- ▶ 公表済みの想定最大規模に加え、より頻度の高い、複数の年超過確率毎の浸水想定図を作成。
- ▶ さらに、治水対策の整備段階ごとに作成。



重ね合わせ

## ＜水害リスクマップ＞

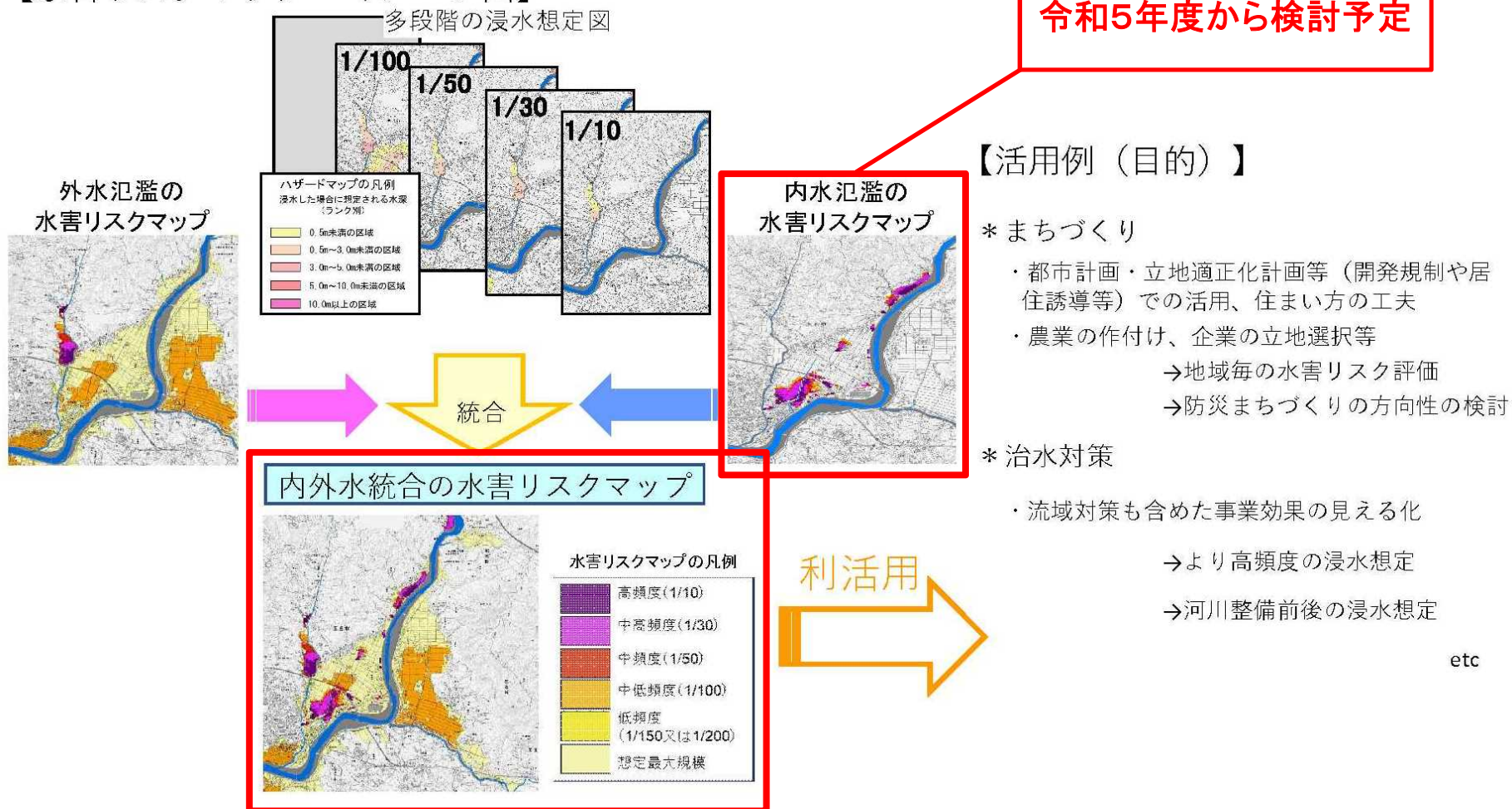
- ▶ 想定最大規模～頻度の高い複数の年超過確率毎の多段階の浸水想定図を重ね合わせた図面。
- ▶ 各年超過確率毎の浸水区域を示した図面。



# 「水害リスクマップ」の整備と活用について

- 流域治水を推進する実践のためには、土地ごとの水災害リスクがどの程度なのか理解して進めることが重要。
- 本川のみならず支川や内水氾濫も含めた浸水頻度別、多段階の浸水範囲、浸水深を整理した「水害リスクマップ」の作成を進めている。
- 浸水頻度や浸水深などの情報をあらゆる関係者に共有し、まちづくりや将来の宅地開発、農業の作付け選択、企業の立地、工場への止水壁の設置の検討、事業継続計画の策定等などに利活用。

## 【水害リスクマップ イメージ図】





## ②住民が自ら避難行動を行うための防災教育等の啓発活動

### <取組項目：講習会等によるマイ・タイムラインの普及促進>

市町村名	マイタイムラインの作成・普及活動		備考
	R4年度実施	R5年度実施予定	
新庄市	出前講座により5団体で実施	出前講座の希望状況により選定	
尾花沢市	未実施	防災出前講座やワークショップを開催し説明	
大石田町	大石田小学校で実施 四日町地区自主防災会で実施	大石田小学校で実施予定 希望状況により実施予定	
金山町	未実施		
最上町	未実施		
舟形町	未実施	検討	
真室川町	未実施	防災座談会の開催に合わせ説明会を実施予定	真室川小学校から相談あり
大蔵村	未実施	検討	
鮭川村	石名坂地区で説明会を実施(9月)	下絵馬河地区で説明会を実施予定(9月)	
戸沢村	未実施		



# <取組項目：大石田小学校4年生が「マイ・タイムライン」づくりにチャレンジ！>

- ◆ 令和2年7月豪雨で被災した大石田町の大石田小学校4年生（児童19名）が「マイ・タイムライン」を作成しました。
- ◆ 被災以降、大石田小学校は避難訓練を重ねるなど防災教育に力をいれており、小学校からの要請により新庄河川事務所がマイ・タイムライン作成を支援しました。
- ◆ グループ単位で児童が居住する各地区のタイムラインを作成することで地域の災害リスクを共有しました。
- ◆ 児童が学校で学んだことを各家庭に持ち帰り、家族と一緒に防災について考えることで「地域の防災意識向上」や「適切な避難行動」につながることを期待されます。

【令和4年9月28日（水）開催】

【座学】地域の災害リスク等を学習（1時間目）



大石田町の水害リスク等についてみんなで学習



【グループ学習】マイ・タイムラインを作成（2時間目）



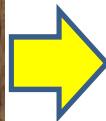
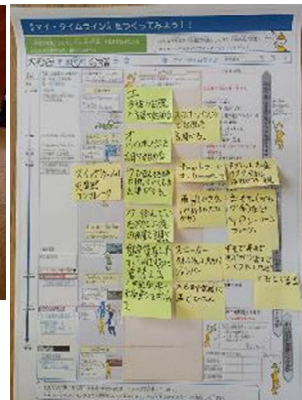
グループに分かれてマイ・タイムライン作成にチャレンジ！

タイムライン（地区ごと）を発表（まとめ）



各班で考えて作成した地区ごとのマイ・タイムラインを発表

★学習内容を持ち帰り、各家庭で作成



【児童の感想】

- ・マイ・タイムラインを作っておくと避難するときに楽になるのでよいと思った。
- ・マイ・タイムラインで避難する場所や持って行くものを一緒に考えられてよかった。
- ・マイ・タイムラインを意識しなかったけど、作っておけば水害になっても余裕で避難できると思う。





## ＜取組内容：平成30年8月出水を踏まえた 戸沢村蔵岡地区における治水事業に関する住民説明会＞ 【戸沢村・山形県・新庄河川】

- ◆ 平成30年8月の記録的な豪雨により、戸沢村蔵岡地区では二度にわたり浸水被害が発生
- ◆ 再度災害を防止するため、国土交通省新庄河川事務所と山形県が連携して治水事業を実施し、令和5年3月に概成 これにより、平成30年8月と同等規模の洪水に対する安全性を確保
- ◆ ①治水事業の概要と効果、②計画を上回る洪水が発生した場合等の警戒避難のあり方 に関する説明会を新庄河川事務所、山形県及び戸沢村が共同で行い、蔵岡地区の住民と意見を交換

- 日 時：令和5年3月27日(月)19:00～20:10
- 場 所：戸沢村蔵岡公民館
- 出席者：新庄河川事務所、山形県最上総合支庁及び戸沢村役場  
蔵岡地区住民25名
- 内 容
  1. 新庄河川事務所及び山形県が実施した治水事業  
国：発電機の常設、角間沢川河道の直線化、堆積土砂の撤去、  
最上川の河道掘削・樹木伐採及び排水ポンプ車の優先配備  
県：輪中堤の整備、沈砂池の整備及び危機管理水位計の設置
  2. 今後の出水対応と警戒避難のあり方  
国：角間沢排水樋管及びポンプ場の運用と維持管理  
県：輪中堤及び沈砂池の維持管理、角間沢川の水位情報の提供  
村：避難指示発令の判断基準、避難先及び避難情報の提供



実施した治水事業の説明



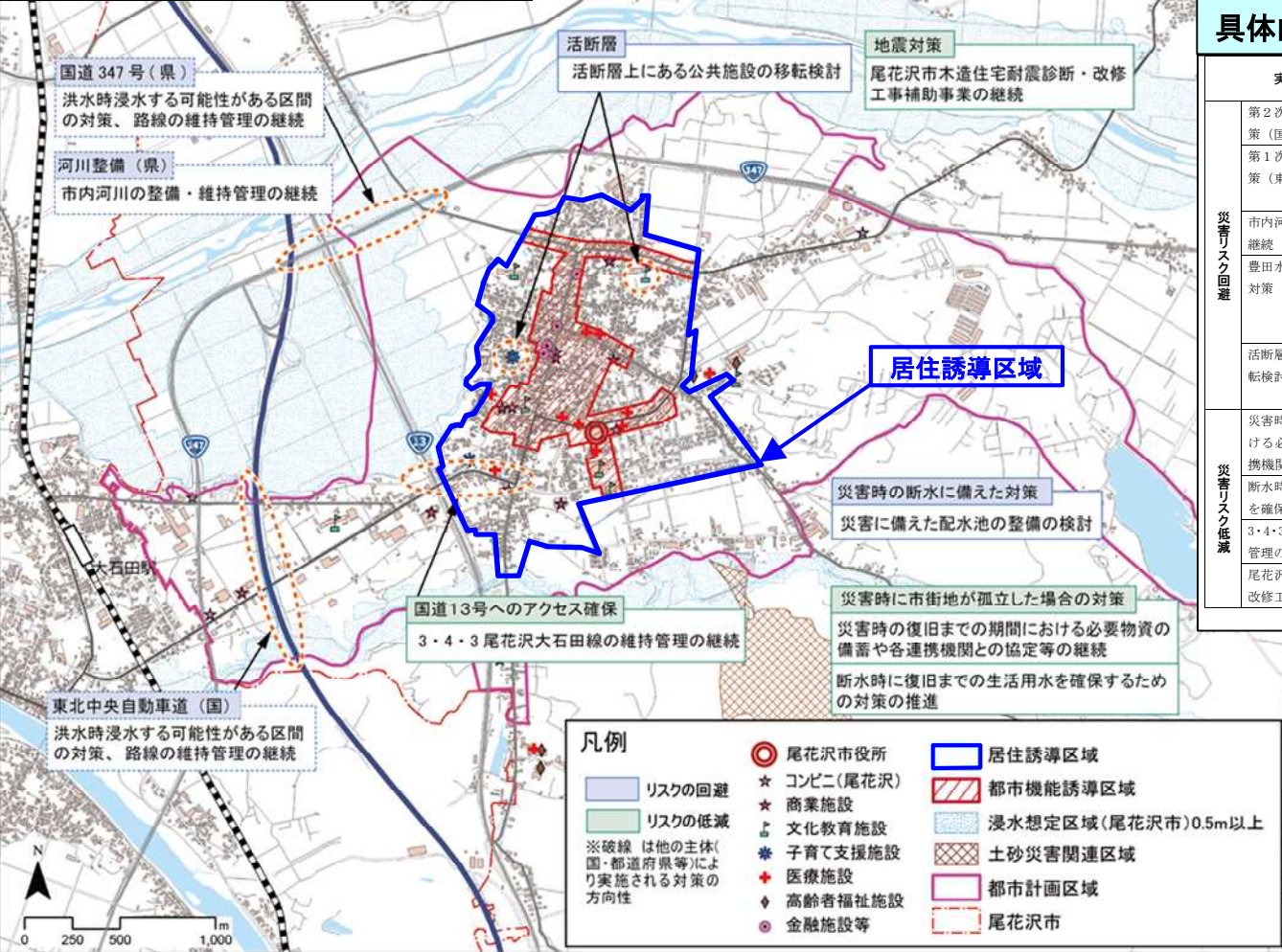
参加した住民との意見交換



# ＜取組項目：立地適正化計画 防災指針の策定【尾花沢市・大石田町】＞

- ・ 第2次都市計画マスタープラン及び立地適正化計画を令和4年3月策定、6月1日から施行。
- ・ 立地適正化計画の防災指針では、浸水想定区域の浸水深0.5m以上の区域を居住誘導区域から除外した。
- ・ 公共施設の移転や災害時の断水、孤立対策を推進することとしている。

## 災害リスクを踏まえた具体的な取組



## 具体的な取組とスケジュール

実施する取組	対象エリア	実施主体	実施時期の目標				
			5年	10年	15年	20年	
災害リスク回避	第2次緊急輸送道路の浸水対策(国道347号)	都市計画区域の一部	県	→	→	→	→
	第1次緊急輸送道路の浸水対策(東北中央自動車道)	都市計画区域の一部 アンダーパス部分	国	→	→	→	→
	市内河川の整備・維持管理の継続	市全域	県	→	→	→	→
	豊田水源場等の施設の強靱化対策	上水道配水区域	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合	→	→	→	→
	活断層上にある公共施設の移転検討	市全域(おもだか保育園、尾花沢中学校)	市	→	→	→	→
災害リスク低減	災害時の復旧までの期間における必要物資の備蓄や各運携機関との協定等の継続	市全域	市	→	→	→	→
	断水時に復旧までの生活用水を確保するための対策の推進	市全域	市	→	→	→	→
	3・4・3尾花沢大石田線の維持管理の継続	都市計画区域の一部	市	→	→	→	→
	尾花沢市木造住宅耐震診断・改修工事補助事業の継続	市全域	市	→	→	→	→



# ～ 令和2年7月豪雨から2年～ 令和4年度 巡回パネル展を開催

開催日時: 令和4年7月4日(月)～8月19日(金)

山形県を襲った令和2年7月豪雨から2年が経過します。『地域を“みず”から守る ～みんなで始める「流域治水」～』をテーマに、被害の大きかった大石田町・尾花沢市・新庄市・大蔵村・戸沢村・舟形町の6市町村で、巡回パネル展を開催しました。

パネル展示は、令和2年7月に発生した最上川における洪水被害写真のほか、水防・救助活動、災害復旧工事、そして「氾濫を防ぐ」・「減らす」ため、これからの「流域治水」について紹介しました。



# 促す

## ①住民が迅速・確実に避難を行うために構成機関の連携を強化 ＜取組内容：流域自治体との洪水対応演習＞

令和4年5月13日（金）新庄河川事務所 大会議室において、大規模洪水による堤防決壊を想定し関係機関との情報伝達訓練や災害復旧などについて演習を行いました。

### －主な演習内容－

- 1) 洪水予報・水防警報の発令・伝達訓練
- 2) 河川管理施設の点検・情報伝達訓練
- 3) 大蔵村とのホットラインによる情報共有
- 4) 緊急復旧計画作成
- 5) 防災エキスパート、リエゾン派遣

### ＝参加機関＝

大蔵村、防災エキスパート、  
新庄河川事務所・出張所職員  
約40名が参加



破堤箇所の緊急復旧を検討中



防災エキスパートによる講評



大蔵村と事務所長による  
ホットライン



演習実施状況

促す

## <取組内容：簡易型カメラの夜間視認向上の取り組み>

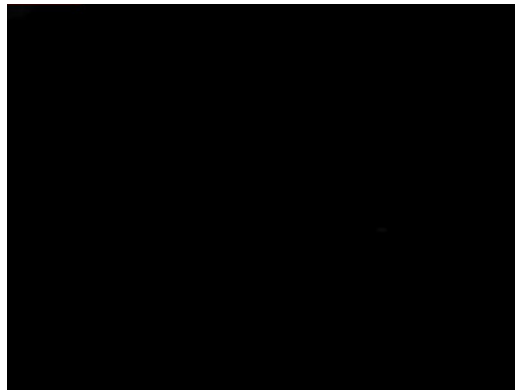
現在設置されている簡易型カメラに、別途「赤外線LEDライト」を設置し、夜間視認向上を図った。視認範囲は広くないものの、平常時画像と見比べることで水位の状況は確認が出来るようになり、降雨や蜘蛛の巣による影響もなくなった。今後予算の状況を勘案し設置箇所を増やす予定。

### 現状の課題

蜘蛛の巣で見えない



光量が足りなくて見えない



赤外線LEDを別途設置





## <取組内容：広域避難に関する覚書の締結と 避難訓練の実施【新庄市・金山町】>

金山町上台地区では、上台川が増水した場合、町中心部の避難所への避難が困難であることが想定されるため、隣接する新庄市と「大規模水害時等における覚書について【R3.8締結】」の覚書を締結し、新庄市昭和活性化センターへの避難を可能にした。



令和4年7月2日、金山町上台地区の住民18名が参加し、昭和活性化センターまでの経路や避難所の設備等の確認のあと、意見交換を行った。



大規模水害時等における覚書の締結  
(新庄市長と金山町長) 【R3.8】



促す

# <取組内容：赤倉温泉地区の避難通路の確保【山形県・最上町】>

洪水時に孤立の可能性のある赤倉温泉地区（旅館2軒）の避難路を複数ルート確保するため、山形県が整備した河川管理用通路を活用し、新たに避難通路の整備を令和4年度末までに実施。

河川管理用通路は、山形県で整備し令和4年10月完成予定。

河川管理用通路までの避難通路は、源泉に影響が出ないように注意しながら最上町が令和4年度末までに整備予定。

◆河川管理用通路整備（山形県）、避難通路整備（最上町）延長：L=226.2m 幅員：全幅2.0m





### ③支援が必要な要配慮者が迅速・確実に避難出来る体制の構築

#### <取組内容：要配慮者利用施設の避難確保計画作成の促進>

市町村名	全施設数	避難確保計画作成状況		避難訓練の状況		備考
		R4年度末作成完了	R5年度作成予定	R4年度実施済	R5年度実施予定	
新庄市	20施設	20施設	—	3施設	3施設	作成：完了
尾花沢市	1施設	1施設	—	1施設		作成：完了
大石田町	8施設	8施設	—	2施設		作成：完了
金山町	2施設	2施設	—	2施設		作成：完了
最上町	4施設	4施設	—	4施設	4施設	作成：完了
舟形町	5施設	5施設	—	5施設		作成：完了
真室川町	10施設	10施設	—	10施設		作成：完了
大蔵村	3施設	3施設	—	3施設		作成：完了
鮭川村	1施設	1施設	—	1施設		作成：完了
戸沢村	0施設	—	—	—	—	対象施設無





## 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
  - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
  - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
  - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
  - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが“義務”づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



### Point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員全員が無事に避難できました。

### 【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・ 避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・ 記載様式
- ・ チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jeisuibou/bousai-gonsai-sabou02.html>



- ・ 避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VTIMlyW9Yow4>

- ・ 避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

## 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、  
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が“義務”づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

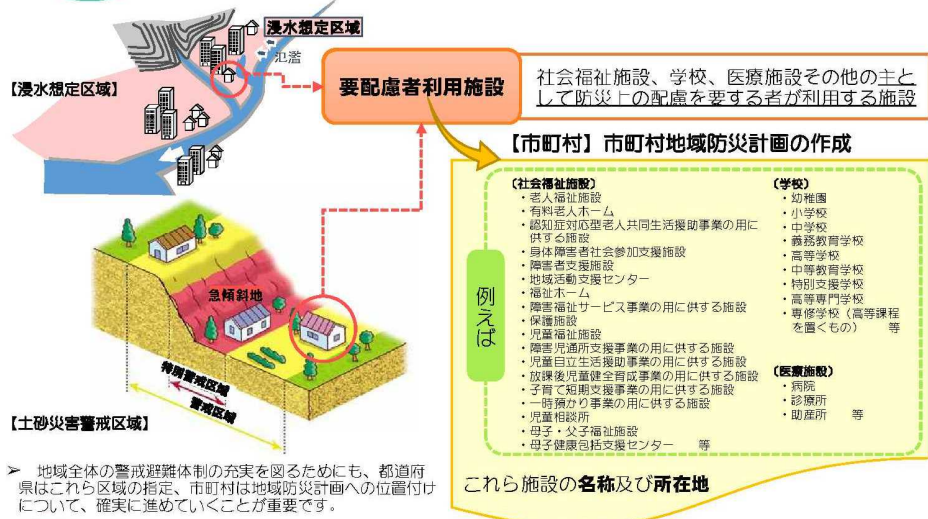
※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

**ポイント1**

**要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】**

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



＞ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

## 1 避難確保計画作成の支援

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**に必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際**に、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう。**（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることでも対応できます。**）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して**避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。**

## 2 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。**
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直すことが重要です。**

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 3 助言・勧告

### 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

### 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト※等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

**要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！**

問い合わせ等

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

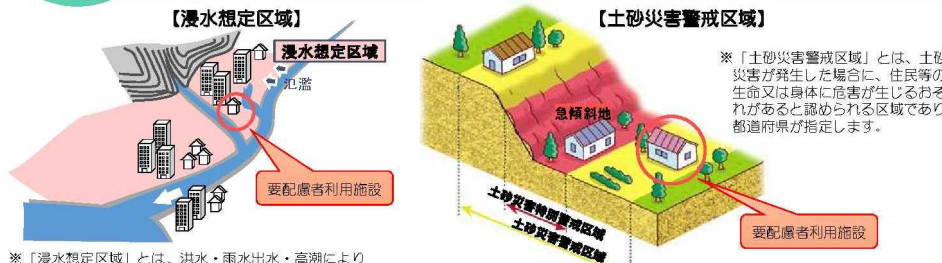
※土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント(改正事項)

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。

### 要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方が利用する施設です。

例えば

- |  |   |
|--|---|
| <p><b>(社会福祉施設)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・身体障害者社会参加支援施設</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害福祉サービス事業の用に供する施設</li> <li>・保護施設</li> </ul> | <p>・児童福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児通所支援事業の用に供する施設</li> <li>・児童自立生活援助事業の用に供する施設</li> <li>・放課後児童健全育成事業の用に供する施設</li> <li>・子育て短期支援事業の用に供する施設</li> <li>・一時預かり事業の用に供する施設</li> <li>・児童相談所</li> <li>・母子・父子福祉施設</li> <li>・母子健康包括支援センター 等</li> </ul> |
| <p><b>(学校)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園</li> <li>・義務教育学校</li> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校(高等課程を置くもの) 等</li> </ul>   | <p><b>(医療施設)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院</li> <li>・診療所</li> <li>・助産所 等</li> </ul>  |

※義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち(津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち)、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

## 1 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画**です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要**です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうにしましょう**。
- 訓練後は振り返りを行い、**避難確保計画の見直し**を行いましょう。
- 施設職員への防災教育のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。

避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

法律に関すること

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ 要配慮者利用施設の浸水対策

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

## 1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。



### Point

- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
- ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
- ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

## 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。



### Point

- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
- ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

## 3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

<b>立退き避難 基本の 避難行動</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。</li> <li>● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。</li> </ul>
<b>屋内安全 確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。</li> <li>● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。</li> </ul>



### Point

- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
- ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
- ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

## 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (発令の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の情報収集	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	
施設の行動					

### Point

- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
- ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう

# 避難確保計画作成支援動画

別紙

## 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

- 避難確保計画作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時において、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、**項目ごとの留意点について分かりやすく解説**しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省YouTube】



### 【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

**【計画様式】**

社会福祉施設  
避難確保計画

【施設名】 ○○○○ホーム

2022年4月作成

**【チェックリスト】**

項目	確認事項	確認結果	備考
1	避難確保計画の作成状況	○	
2	避難確保計画の更新状況	○	
3	避難確保計画の公表状況	○	
4	避難確保計画の周知状況	○	
5	避難確保計画の実施状況	○	
6	避難確保計画の見直し状況	○	
7	避難確保計画の点検状況	○	
8	避難確保計画の訓練状況	○	
9	避難確保計画の点検・訓練結果の記録状況	○	
10	避難確保計画の見直し・改善状況	○	

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で独自に留意している場合があります。

**2. 災害リスク等の確認**

様式1-3 施設が有する災害リスク

災害種別	発生想定	被害想定	確認状況
水害(洪水、雨 法水浸水想定区 (洪水)	浸水深、浸水継続 時間を確認	0.5m~3m 1日~3日未満	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
	浸水区域の有無		
	雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	0.3m~1m 2時間~1日未満	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
高潮海水浸水想定区域 (高潮)	最大浸水深	0.5m~3m	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
	浸水継続時間	1日~3日未満	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
津波災害警戒区域 (津波)	基準水位	2m	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし
	最大浸水深		
津波到達時間		60分	
土砂災害	土砂災害特別警戒区域		<input type="checkbox"/> 該当なし <input checked="" type="checkbox"/> 該当(以下の該当する分種に☑)
	土砂災害警戒区域		<input type="checkbox"/> がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)
			<input type="checkbox"/> 土石流 <input type="checkbox"/> 地すべり(地滑り)

**5. 避難誘導**

様式4-0 避難誘導

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会(系列グループホーム)に立寄り避難をする。  
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所(江邊)に避難する。

災害種別	避難方法	避難所要時間	避難所要人数	避難所要場所
洪水	徒歩	15分	10人	指定緊急避難場所
高潮	徒歩	15分	10人	指定緊急避難場所
津波	徒歩	15分	10人	指定緊急避難場所
土砂災害	徒歩	15分	10人	指定緊急避難場所

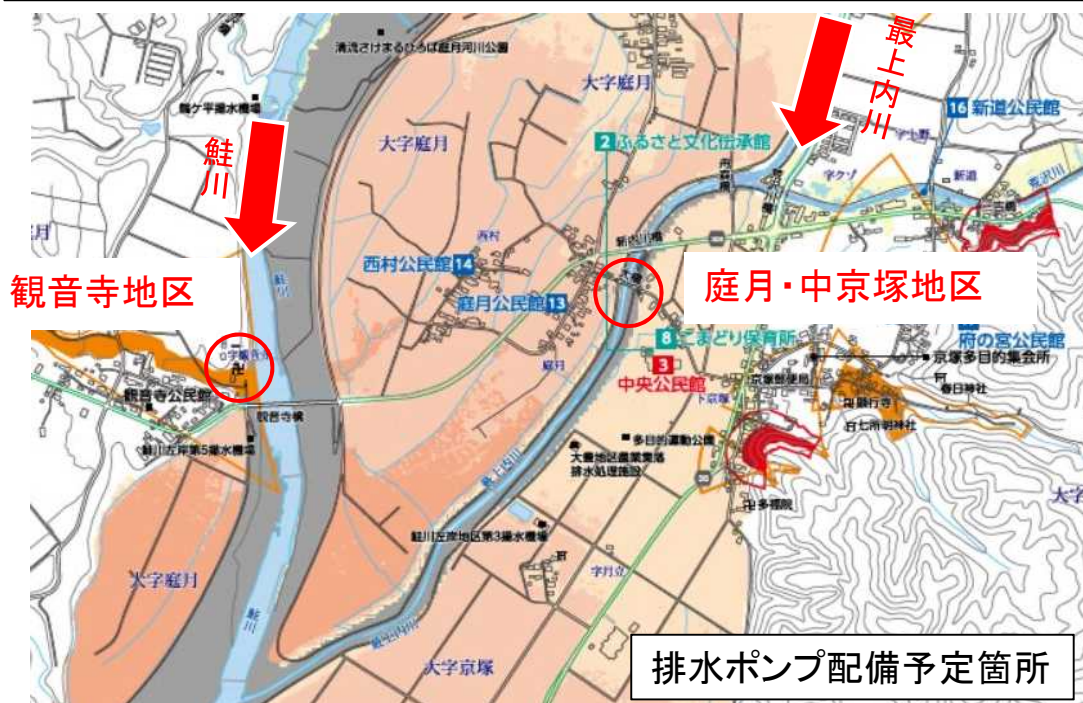
避難方法や避難に要する時間を確認



# ①行政機関等が住民の暮らしと生命を守るために動く取組

＜取組項目：内水被害の軽減のため可搬式排水ポンプを配備【鮭川村】＞

- ◆ 集中豪雨による浸水被害の軽減を目的として、令和2年度に可搬式排水ポンプ3台を「消防団救助能力向上資機材緊急整備事業」を活用し購入
- ◆ 内水被害の常襲地区である庭月地区、観音寺地区、中京塚地区の3箇所を稼働を予定
- ◆ 降雨時に各区長の要請により出動、運搬は維持業者、運転は各消防団員が行う。



R4.6.27  
庭月地区内水状況



R4.6.27  
ポンプ稼働状況



- ◆ 令和3年5月30日（日）降雨期に備え、水防訓練の一環として可搬式排水ポンプの操作講習会を開催した。
- ◆ ポンプ製作所の職員3名を講師に、鮭川村消防団第1・第2分団団員52名が参加した。
- ◆ 講習会後は、消防団員各々が習得のため操作訓練に努めた。



# ①行政機関等が住民の暮らしと生命を守るために動く取組

## <取組項目：排水作業計画作成の推進>

### 排水作業準備計画

大規模氾濫時に長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。

- ①浸水氾濫特性の把握：排水作業準備計画に必要な資料収集・整理を行い「最上川水系（中流）浸水想定区域図（想定最大規模）」をもとに、浸水深や浸水継続時間、浸水想定区域内の重要施設等、想定被害額を氾濫ブロックごとに把握。
- ②排水作業必要ブロックの抽出：防災拠点（役場、消防署、警察等）および主要道路（国道等）など重要施設の浸水状況から、排水作業準備計画検討の必要性が高い箇所を抽出。
- ③排水作業準備計画の検討：抽出したブロックを対象に、以下の点に留意して、排水ポンプ車等の設置箇所や待機場所等を検討。検討結果をもとに、全体図、進入ルート図、排水ポンプ車の配置図をまとめた排水作業準備計画を作成。
  - ・効率的に排水が実施できる箇所（氾濫水が集まりやすい箇所）
  - ・排水ポンプ車等の設置スペース
  - ・排水元（釜場）、排水先
  - ・進入ルート
  - ・復旧工事車両との輻輳
  - ・燃料の補給体制
- ④令和4年度までに17ブロックが作成済み（赤書き：3ブロック追加）

氾濫ブロック名	市町村名	氾濫ブロック名	市町村名
横山地区（MOL-1）	大石田町	鶴の子地区（MOR-20）	新庄市
今宿地区（MOR-2）	大石田町	真柄・古口地区（MOL-17）	戸沢村
大石田・豊田地区（MOR-3）	大石田町	名高地区（SR-7）	戸沢村
毒沢地区（MOL-8）	尾花沢市	庭月Ⅰ地区（SL-1）	鮭川村
堀内地区（MOL-10）	舟形町	庭月・真室川・新田平岡地区（KL-MAL-1）	真室川町
白須賀地区（MOL-13）	大蔵村	安久土地地区（KR-3）	真室川町
清水地区（MOR-13）	大蔵村	凝山地区（KR-1）	金山町
大浦地区（MOL-5）	大石田町	津谷地区（MOR-16）	戸沢村
庭月Ⅱ地区（SL-2）	鮭川村		



# 排水作業準備計画

## 排水作業準備計画の検討

### (1) 効率的排水が実施できる箇所抽出

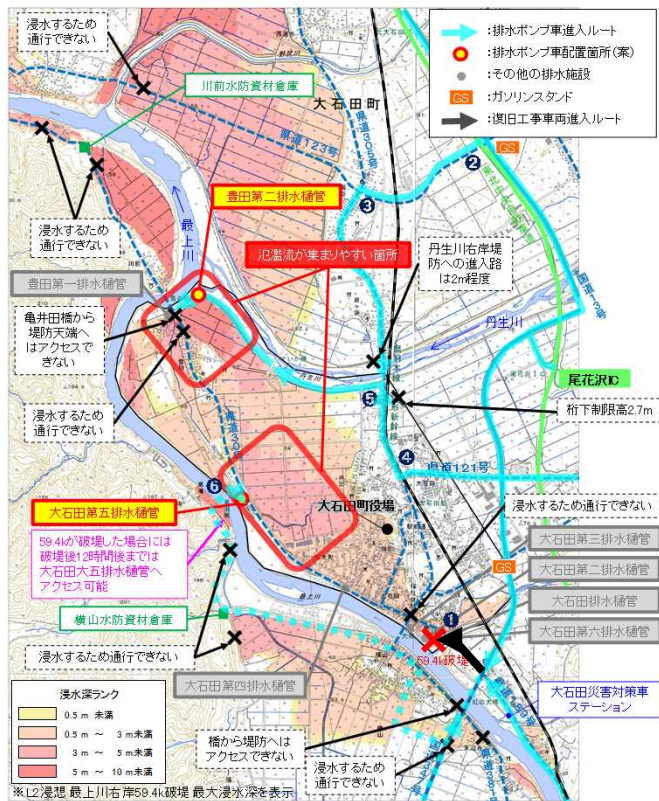
- 平成30年7月西日本豪雨災害  
釜場がない地点でも排水を実施
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害  
支援車両の到着は、約24時間後
- 本検討の抽出条件  
24時間後の浸水範囲  
空気連行(空気吸込)が生じない浸水深1.2m



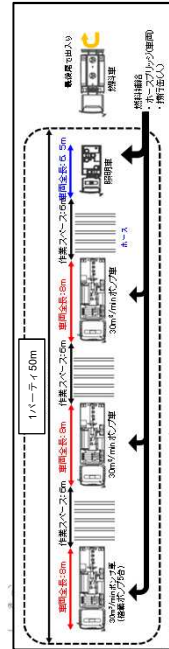
<排水箇所の検討(大石田、豊田工区)>

### (2) 排水ポンプ車等の設置スペース、釜場の検討

- 既設排水施設の釜場の有無を確認、幅員不足や浸水時のアクセスを検討
- 排水ポンプ車3台、照明車1台を1パーティ(約50m)とし、最大配置可能台数を検討



<釜場の有無、釜場へのアクセス>



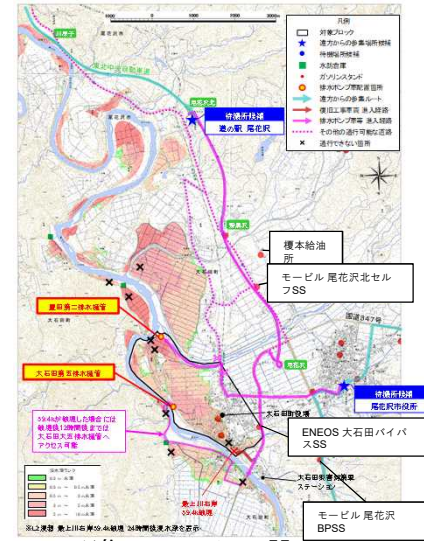
<最大設置可能台数の検討>

### (3) 進入ルート、待機場所の選定

- 応援車両の参集場所として、駐車スペースを考慮し「道の駅」等を抽出
- 排水箇所までの所要時間から待機場所を選定し、進入ルートを設定



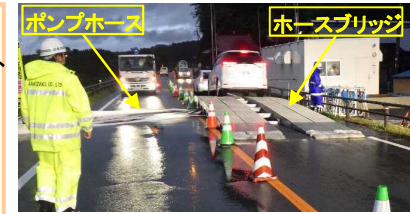
<待機場所の選定(道の駅尾花沢)>



<進入ルートの設定>

### (4) 復旧工事車両との輻輳

- 破堤地点の上流からアクセスを基本として、破堤地点までのルートを設定
- 排水作業地点(堤防天端)で、復旧工事車両の交通に支障がないことを確認。
- 排水作業地点で車両の往来を考慮し、ホースブリッジで対策を想定



<ホースブリッジ(R1.10.13

(台風19号)戸沢村蔵岡>

### (5) 資材調達、燃料補給体制

- 各ブロックで浸水したときに、利用可能な水防倉庫の抽出
- 排水ポンプ車の連続運転を想定し、排水作業箇所近傍の燃料補給箇所を整理(進入ルートの設定図に併記)

区分	水防資材倉庫	大石田、豊田地区
鳥越	真柄水防資材倉庫	○ ○
出所	堀内水防資材倉庫	○ ○
大石田	大溝水防資材倉庫	× ×
出所	川前水防資材倉庫	× ×
	横山水防資材倉庫	× ×
	大石田災害対策車	× ×
豊田	真室川水防資材倉庫	○ ○
出所	豊田水防資材倉庫	○ ○

<利用可能な水防倉庫>

### (6) 排水作業準備計画書の作成

- 4ブロックを対象に、検討結果を排水準備計画書として整理した。

ブロック	対象区域	ページ
ブロック①	大石田、豊田地区	P 2
ブロック②	清水地区	P 8
ブロック③	真柄、古口地区	P 14
ブロック④	蔵岡、真室川、新田平岡地区	P 21

参考資料1 水防資材倉庫 位置図、燃料一覧表 参考資料15  
 参考資料2 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料16  
 参考資料3 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料17  
 参考資料4 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料18  
 参考資料5 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料19  
 参考資料6 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料20  
 参考資料7 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料21  
 参考資料8 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料22  
 参考資料9 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料23  
 参考資料10 水防資材倉庫 位置図、ポンプ配置可能台数等 参考資料24

<排水作業準備計画書>





## 最上川中流大規模氾濫時の減災対策協議会

### R5年度の取組方針

- 洪水ハザードマップ（L2）の公表の完了
- 要配慮者施設における避難確保計画に基づく避難訓練の実施
- マイ・タイムラインの作成・普及に向けた出前講座等の実施
- 流域治水・減災対策 巡回パネル展の実施  
7月～（各自治体2週間程度）  
※各自治体の取り組みに関する紹介
- 流域治水（減災対策）に関する個別勉強会の開催の実施  
※個別に日程調整させていただきます

#### R4 実施状況



【7月20日 戸沢村】



【9月12日 金山町】



【10月5日 尾花沢市】



【10月14日 最上町】



【10月24日 鮭川村】